

6 留意事項

防衛大綱に定める防衛力のあり方は、おおむね10年程度の期間を念頭に置いたものである。各種施策、計画の実施過程を通じ、国家安全保障会議で定期的に体系的な評価を行うとともに、統合運用を踏まえた能力評価に基づく検証も実施しつつ、円滑・迅速・的確な防衛力の移行を推進する。

評価・検証の中で、情勢に重要な変化が見込まれる場合には、その時点における安全保障環境などを勘案し検討を行い、所要の修正を行う。また、格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力整備の一層の効率化・合理化を図る。

第3節 中期防衛力整備計画の概要

1 計画の方針

中期防は、防衛大綱に従い、次の6つを基本方針として、適切な防衛力の整備に努めることとしている。

- ①警戒監視能力、②情報機能、③輸送能力、④指揮統制・情報通信能力のほか、⑤島嶼部に対する攻撃への対応、⑥弾道ミサイル攻撃への対応、⑦宇宙空間およびサイバー空間における対応、⑧大規模災害などへの対応、⑨国際平和協力活動などへの対応のための機能・能力の重視

- 海上優勢・航空優勢を維持する防衛力の優先的整備、機動展開能力の整備の重視、着上陸侵攻のような侵略事態への備えのより一層の効率化・合理化
- 必要かつ十分な「質」および「量」の防衛力の効率的な確保
- 人事制度改革に関する施策の推進
- 日米同盟の抑止力および対処力の強化
- 効率化・合理化を徹底した防衛力整備

2 基幹部隊の見直しなど

1 陸上自衛隊

統合運用のもと、部隊の迅速・柔軟な全国的運用を可能とするため、陸上総隊を新編する。これにともない、中央即応集団を廃止し、その隷下部隊を陸上総隊に編入する。

また、島嶼部に対する攻撃をはじめとする各種事態に即応し得るよう、2個師団および2個旅団を2個機動師団および2個機動旅団に改編する。加えて、沿岸監視部隊や警備部隊の新編などにより、南西地域の島嶼部の部隊の態勢を強化する。島嶼への侵攻があった場合に、上陸・奪回・確保するため、水陸機動団を新編する。

さらに、本格的な侵略事態への備えのより一層の効率化・合理化の徹底と迅速かつ柔軟な運用の観点から、機動戦闘車を部隊に配備するとともに、北海道および九州以外に所在する作戦基本部隊が装備する戦車の廃止に向けた事業を進める。

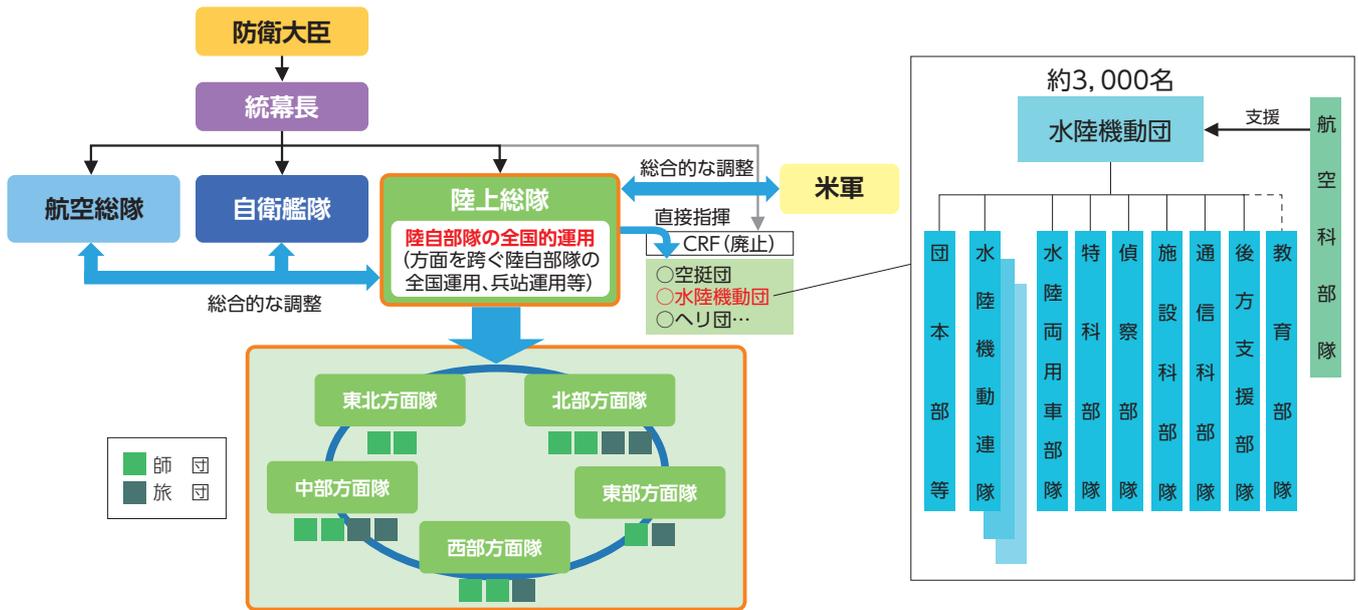
また、北海道以外に所在する作戦基本部隊が装備する火炮を、新編する各方面隊直轄の特科部隊に集約する事業を進める。

参照 図表Ⅱ-2-3-1 (陸上総隊の指揮関係など)

2 海上自衛隊

常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動(常統監視)や対潜戦などの各種作戦の効果的な遂行により、周辺海域を防衛し、海上交通の安全を確保するとともに、国際平和協力活動などを機動的に実施し得るようにする。このため、1隻のヘリコプター搭載護衛艦と2隻のイージス・システム搭載護衛艦を中心として構成される4個の護衛隊群に加え、その他の護衛艦から構成される5個の護衛隊を保持する。また、潜水艦増勢のために必要な措置を引き続き講ずる。

図表Ⅱ-2-3-1 陸上総隊の指揮関係など



解説 陸上自衛隊創隊以来の大改革

25大綱に基づく統合機動防衛力の構築のため、陸上自衛隊は実に壮大な改革に取り組んでいる。その目指すところは、厳しさを増す安全保障環境に即応し、事態に切れ目なく機動的に対処し得る陸上防衛力の構築である。これを実現するため、島嶼部に対する攻撃への対応を特に重視している。これは、平素からの「部隊配置」、侵攻阻止に必要な部隊の「機動展開」、島嶼部に侵攻された場合の「奪回」の3段階から成っている。「部隊配置」は、南西地域に沿岸監視部隊や警備部隊を配備すること、「機動展開」は、全国の師団・旅団の約半数を高い機動力や警戒監視能力を備えた機動運用を基本とする機動師団・旅団に改編すること、そして、「奪回」は、本格的な水陸両用作戦を実施し得る水陸機動団を新編することが計画されている。これらの部隊には機動戦闘車、水陸両用車、オスプレイ (V-22) などが導入される。



水陸両用訓練に臨む陸上自衛隊員

さらに、全国の陸自部隊を一元的に運用し、海・空自部隊との統合運用や米軍との日米共同の実効性を向上するため、現在の5个方面隊の運用を束ねる統一司令部として陸上総隊を新編する(陸上総隊司令部を平成29年度に朝霞駐屯地内に新編予定)。あわせて、教育・訓練・研究機能を一体化し、これら3つをスピード感をもってスパイラル的に融合し、将来にわたり改革を継続し得る体制を整備する。

これらの取組の具現にあたっては、従来にない隊員の大規模な全国異動を必要とし、総じてこの大改革は、組織改革や制度改革のみならず、隊員個人の覚悟に至る意識改革までもが包含される、壮大かつ広範に及ぶものであり、陸上自衛隊は一丸となってこの創隊以来の大改革に取り組んでいる。

3 航空自衛隊

南西地域における防空態勢の充実のため、那覇基地に戦闘機部隊1個飛行隊を移動させる。また、警戒航空部隊に1個飛行隊を新編し、那覇基地に配備する。さらに、わが国の防空能力の相対的低下を回避し、航空優勢を確実に維持できるよう、高度な戦術技量の一層効果的な向上のため、訓練支援機能を有する部隊を統合する¹。

4 自衛官定数

陸上自衛隊の計画期間末の編成定数は、おおむね15万9千人程度、常備自衛官定数はおおむね15万1千人程度、即応予備自衛官員数はおおむね8千人程度をめどとする。また、海上自衛隊および航空自衛隊の計画期間中の常備自衛官定数は、平成25年度末の水準をめどとする。

3 自衛隊の能力などに関する主要事業

1 各種事態における実効的な抑止および対処

防衛大綱における防衛力の役割に示された、重

視すべき事態への対応ごとに、各自衛隊の装備品の整備などの各種事業を行う。

参照 図表Ⅱ-2-3-2(「各種事態における実効的な抑止および対処」にかかる事業)

図表Ⅱ-2-3-2 「各種事態における実効的な抑止および対処」にかかる事業

区 分	主要事業	
周辺海空域における安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな早期警戒機(※1) および固定式警戒管制レーダーの整備、滞空型無人機の導入(※2)、早期警戒管制機(E-767)の改善 ○固定翼哨戒機(P-1)、イーゼス・システム搭載護衛艦、潜水艦および哨戒ヘリコプター(SH-60K)の着実な整備 ○多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦の導入 	
島嶼部に対する攻撃への対応	常統監視体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○与那国島に沿岸監視部隊を配備、新たな早期警戒機を導入、警戒航空部隊に1個飛行隊を新編し、那覇基地に配備 ○移動式警戒管制レーダーの展開基盤を南西地域の島嶼部に整備
	航空優勢の獲得・維持	<ul style="list-style-type: none"> ○那覇基地における戦闘機部隊の1個飛行隊から2個飛行隊への増勢、戦闘機(F-35A)の着実な整備、戦闘機(F-15)の近代化改修 ○新たな空中給油・輸送機の整備、輸送機(C-130H)への空中給油機能の付加および救難ヘリコプター(UH-60J)の整備
	海上優勢の獲得・維持	<ul style="list-style-type: none"> ○イーゼス・システム搭載護衛艦の増勢 ○哨戒ヘリコプター(SH-60K)、地对艦誘導弾の着実な整備 ○多用途ヘリコプター(艦載型)の導入
	迅速な展開・対処能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ティルト・ローター機の導入(※3)、輸送機(C-2)の着実な整備 ○水陸両用車の整備、輸送艦の改修 ○民間輸送力の積極的な活用についての検討および必要な措置の実施 ○機動力を重視した即応機動連隊の新編、初動を担任する警備部隊の南西地域の島嶼部への新規配備、水陸機動団の新設 ○精密誘導弾の誘導能力の向上、艦対艦誘導弾の射程の延伸
指揮統制・情報通信体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○各自衛隊の主要司令部に所要の陸・海・空の自衛官を相互に配置 ○専用回線の与那国島への延伸、移動式多重通信装置の那覇基地への配備 	
弾道ミサイル攻撃への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○イーゼス・システム搭載護衛艦の増勢、能力向上型のPAC-3ミサイル(PAC-3 MSE)の導入、自動警戒管制システムの能力向上、固定式警戒管制レーダー(FPS-7)の整備および能力向上 ○能力向上型迎撃ミサイル(SM-3ブロックII-A)の日米共同開発の推進 ○新たな装備品も含め将来の弾道ミサイル防衛システムのあり方を検討 ○同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合を考慮し、引き続き各種監視機材、軽装甲機動車、NBC偵察車などを整備 	
宇宙空間およびサイバー空間における対応	<ul style="list-style-type: none"> ○各種の人工衛星を活用した情報収集能力を引き続き強化、高機能なXバンド衛星通信網を着実に整備、宇宙状況監視にかかる取組や衛星の防護方法にかかる研究による人工衛星の抗たん性の向上 ○自衛隊の各種システムなどの抗たん性の向上、情報収集機能などの強化、実戦的な訓練環境の整備 	
大規模災害などへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○各種災害に際し、十分な規模の部隊を迅速に展開する初動対応能力やローテーション態勢を整備 	
情報機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○電波情報、地理空間情報、人的情報など、多様な情報収集能力を抜本的に強化 ○情報収集・分析に携わる要員を確保・育成 	

※1 平成27年度より早期警戒機(E-2D)を取得
 ※2 平成27年度より滞空型無人機(グローバルホーク)システムの取得に着手
 ※3 平成27年度よりオスプレイ(V-22)を取得
 ※4 一部事業については異なる区分において再掲

1 14(平成26)年8月1日に航空戦術教導団を横田基地に新編した。

図表Ⅱ-2-3-3 「アジア太平洋地域の安定化およびグローバルな安全保障環境の改善」にかかる事業

区 分	主要事業
訓練・演習の実施	○アジア太平洋地域における二国間・多国間による共同訓練・演習を積極的に推進
防衛協力・交流の推進	○ハイレベル交流のみならず、部隊間交流を含む様々なレベルで二国間・多国間の防衛協力・交流を多層的に推進
能力構築支援の推進	○人道支援・災害救援、地雷・不発弾処理、防衛医学などの分野における支援対象国の軍などの能力を強化 ○米国、オーストラリアなどと連携するとともに、外交政策との調整を図りつつ、効果的かつ効率的な支援
海洋安全保障の確保	○ソマリア沖・アデン湾における海賊に対応、沿岸国自身の能力向上を支援 ○わが国周辺以外の海域においても、諸外国との共同訓練・演習を充実
国際平和協力活動の実施	○派遣先での情報収集能力の強化、装備品の耐弾性の向上 ○通信、補給、衛生、家族支援などにかかる態勢の充実、施設部隊の態勢の充実 ○現地ミッション司令部や国連PKO局への自衛隊員の派遣、長期的視点に立った人材育成 ○国際平和協力センターにおける教育内容の拡充、関係府省などとの教育面での連携の充実
軍備管理・軍縮および不拡散の努力への協力	○軍備管理・軍縮の国際的な取組に協力するため、人的貢献を含め積極的に関与 ○拡散に対する安全保障構想(PSI) 訓練などへの参画などの不拡散のための取組を推進

図表Ⅱ-2-3-4 「防衛力の能力発揮のための基盤」にかかる施策

区 分	主要施策
訓練・演習	○全国の部隊による北海道の良好な訓練環境の活用の拡大、輸送艦や民間輸送力の積極的な活用や部隊の機動性の向上、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用の拡大、米軍との共同訓練の推進 ○警察、消防、海上保安庁などとの連携の強化、各種事態のシミュレーションや訓練・演習の計画的な実施
運用基盤	○各種支援機能を迅速に復旧させる能力の強化、各種事態発生時に民間空港・港湾の自衛隊による速やかな使用を可能とするための施策の推進、所要の弾薬や補用品などの運用上最適な場所での保管、対処態勢の長期にわたる持続のための家族支援策の推進 ○維持整備にかかる成果の達成に応じて対価を支払う新たな契約方式の活用
人事教育	○各部隊などの特性を踏まえた階級構成の実現、年齢構成の適正化 ・幹部・准曹の適正な規模での確保・育成、60歳定年職域の定年のあり方の見直し、新たな中途退職制度に関する研究、航空機操縦士を民間部門に操縦士として再就職させる施策(割愛) の実施 ○人材の一層効果的な活用、栄典・礼遇に関する施策の推進 ・女性自衛官のさらなる活用、高度な知識・技能・経験を有する隊員の積極的な再任用、防衛功労章の拡充 ○優秀な人材の将来にわたる安定的な確保、再就職環境の改善 ・時代の変化に応じた効果的な募集広報の実施、関係府省・地方公共団体などとの連携・協力の強化、退職自衛官の雇用に対する企業のインセンティブ向上の促進、公的部門における退職自衛官の活用の促進 ○応予自衛官および予備自衛官の幅広い分野での活用 ・司令部などへの勤務も想定した予備自衛官の任用、招集訓練の充実、専門的技能を要する予備自衛官の任用、充足率向上のための本人や雇用企業などに対する制度の周知やインセンティブ向上の促進
衛生	○自衛隊病院の拠点化・高機能化やネットワーク化など、効率的かつ質の高い医療体制の確立 ○事態対処時における救急救命措置にかかる制度改革の検討など治療および後送態勢の整備
防衛生産・技術基盤	○防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略の策定、諸外国との防衛装備・技術協力の推進 ○防衛省・自衛隊が開発した装備品の民間転用の推進
装備品の効率的な取得	○装備品の効果的・効率的な取得を実現するためのプロジェクト・マネージャーの仕組みの制度化、装備品のライフサイクルを通じた一貫したプロジェクト管理の強化 ○装備品の取得業務にかかる人材の積極的な育成・配置 ○ライフサイクルコストにかかる見積と実績との間で一定以上の乖離が生じた場合、仕様や事業計画の見直しを含めた検討を行う制度の整備 ○透明性・公平性の確保、随意契約が可能な対象の類型化・明確化 ○企業の価格低減インセンティブを引き出す契約制度、さらなる長期契約、共同企業体の活用などの検討
研究開発	○防空能力向上のための将来地对空誘導弾の技術的検討 ○将来戦闘機に関する実証研究を含む戦略的検討 ○警戒監視能力向上のための電波情報収集機の開発、新たな固定式警戒管制レーダーや複数のソーナーの同時並行的な利用で探知能力を向上させたソーナーの研究の推進 ○大規模災害も含めた柔軟な運用が可能な無人装備などの研究、既存装備品の能力向上に関する研究開発 ○主要な装備品ごとの中長期的な研究開発の方向性を定める将来装備ビジョンの策定 ○大学や研究機関との連携の充実による民生技術(デュアルユース技術) の積極的な活用、民生分野への防衛技術の展開、先端技術などの流出を防ぐための技術管理機能の強化
地域コミュニティとの連携	○防衛施設周辺対策事業の推進、積極的な広報による地方公共団体や地元住民の理解および協力の獲得 ○部隊の改編や駐屯地・基地などの配置・運営に地方公共団体や地元住民の理解を得る上での地域の特性への配慮、地元経済に寄与する施策の推進
情報発信の強化	○ソーシャルネットワークなど多様な情報媒体のさらなる活用も含めた積極的かつ効果的な情報発信の充実 ○自衛隊の海外における活動を含む、防衛省・自衛隊の取組の諸外国に対する情報発信の強化
知的基盤の強化	○論文発表や講師の派遣などを通じた、教育機関などにおける安全保障教育の推進 ○政策立案部門との連携、研究交流の推進による防衛研究所の防衛省のシンクタンクとしての機能強化
防衛省改革の推進	○文官と自衛官の一体感の醸成、防衛力整備の全体最適化、統合運用機能の強化、政策立案・情報発信機能の強化を実現するための業務および組織の改革 ○外局の設置も視野に入れた、装備品取得の効率化・最適化に向けた取組 ○実際の部隊運用に関する業務の統合幕僚監部への一元化など、運用企画局の改廃を含めた組織の見直し

2 アジア太平洋地域の安定化およびグローバルな安全保障環境の改善

二国間・多国間の協力関係を強化し、訓練・演習などを適時・適切に実施するとともに、国際平和協力活動などについてより積極的に実施する。

参照 図表Ⅱ-2-3-3（「アジア太平洋地域の安定化およびグローバルな安全保障環境の改善」にかかる事業）

3 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の役割にシームレスかつ機動的に対応する上で重視すべき機能・能力を効果的に発揮するため、種々の基盤の着実な整備を図る。

参照 図表Ⅱ-2-3-4（「防衛力の能力発揮のための基盤」にかかる施策）

4 日米同盟の強化のための施策

米国のわが国およびアジア太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、わが国の安全を確保するため、「日米防衛協力のための指針」の見直しを進める²。同時に、共同訓練・演習、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動および米軍・自衛隊の施設・区域の共同使用の拡大を推進するほか、弾道ミサイル防衛、計画検討作業、拡大抑止協議などの各種の運用協力や政策調整を一層緊密に進める。

また、海賊対処、能力構築支援、人道支援・災害救援、平和維持、テロ対策などの分野における協力のほか、海洋・宇宙・サイバー分野における協力を強化する。さらに、情報協力および情報保全の取組、装備・技術面での協力などの幅広い分野で日米の協力関係を強化・拡大する。

また、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするとの観点から、在日米軍駐留経費を安定的に確保する。

5 整備規模

前記3に示す装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は別表に示すとおりである。おおむね

10年程度で防衛大綱の別表の体制を構築することを目指す。

参照 図表Ⅱ-2-3-5（中期防衛力整備計画の「別表」）

図表Ⅱ-2-3-5 中期防衛力整備計画の「別表」

区分	種類	整備規模
陸上自衛隊	機動戦闘車	99両
	装甲車	24両
	水陸両用車	52両
	ティルト・ローター機	17機
	輸送ヘリコプター（CH-47JA）	6機
	地对艦誘導弾	9個中隊
	中距離地对空誘導弾	5個中隊
	戦車	44両
	火炮（迫撃砲を除く。）	31両
海上自衛隊	護衛艦（イージス・システム搭載護衛艦）	5隻（2隻）
	潜水艦	5隻
	その他	5隻
	自衛艦建造計（トン数）	15隻（約5.2万トン）
	固定翼哨戒機（P-1）	23機
	哨戒ヘリコプター（SH-60K） 多用途ヘリコプター（艦載型）	23機 9機
航空自衛隊	新早期警戒（管制）機	4機
	戦闘機（F-35A）	28機
	戦闘機（F-15）近代化改修	26機
	新空中給油・輸送機	3機
	輸送機（C-2）	10機
共同的部隊	地对空誘導弾ペトリオットの能力向上（PAC-3 MSE）	2個群および教育所要
	滞空型無人機	3機

（注） 哨戒機能を有する艦載型無人機については、上記の哨戒ヘリコプター（SH-60K）の機数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする。

2 15（平成27）年4月27日、新ガイドラインが日米間において了承された。

6 所要経費

この計画の実施に必要な防衛力整備の水準にかかる金額は、平成25年度価格でおおむね24兆6,700億円程度をめどとする。本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、調達改革などを通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、おおむね7,000億円程度の実質的な財源の確保を図り、本計画のもとで実施される各

年度の予算の編成にともなう防衛関係費は、おおむね23兆9,700億円程度の枠内とする。

また、この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術をはじめとする技術的水準の動向、財政事情など内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行う。

7 その他

米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県をはじめとする地元の負担軽減を図るための在日米軍の兵力態勢見直しなどについての具体的措置および

SACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業については、着実に実施する。

第4節 防衛装備移転三原則

1 防衛装備移転三原則の策定趣旨

わが国は、これまで武器などの輸出については、武器輸出三原則等によって慎重に対処してきた。他方、弾道ミサイル防衛（BMD）^{Ballistic Missile Defense}に関する日米共同開発などにかかる国内企業の参画などについては、内閣官房長官談話の発出などにより、武器輸出三原則等によらないこととする措置を個別にとってきた。

こうした中、11（平成23）年12月、「防衛装備品などの海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話により、①平和貢献・国際協力にともなう案件と②わが国の安全保障に資する防衛装備品などの国際共同開発・生産に関する案件については、厳格な管理¹を前提として、武器輸出三原則等の例外化措置が講じられた。

しかしながら、F-35の製造などにかかる国際的な後方支援システムへの国内企業の参画を図ろうとした際、また、13（同25）年12月、国連などの要請に基づき、南スーダンPKO（国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS））において活動

中の陸自部隊が保有する弾薬1万発を国連に提供した際は、同基準を適用することができなかったため、内閣官房長官談話を発出して武器輸出三原則等によらないとする措置をとることとなった。

こうした状況を受け、「国家安全保障戦略」に基づき、政府は14（同26）年4月、「防衛装備移転三原則」²およびその運用指針を決定した。これらは、防衛装備の移転にかかる具体的な基準や手続、歯止めを今まで以上に明確化し、内外に透明性をもった形で明らかにするものである。

防衛省・自衛隊としては、防衛装備移転三原則のもとで、これまで以上に平和貢献・国際協力に寄与していくとともに、同盟国たる米国およびそれ以外の諸国との防衛装備・技術協力をより積極的に進めていくことを通じ、地域の平和と安定を維持し、わが国を守り抜くための必要な諸施策を、より一層積極的に推進していく。

参照 資料17（防衛装備移転三原則）

1 わが国政府と相手国政府との間で締結される国際約束において、目的外使用や第三国移転に関するわが国への事前同意を義務付けることとされていた。
2 「防衛装備移転三原則」の名称は、たとえば、自衛隊が携行するブルドーザなどの被災国などへの供与にみられるように、移転の対象となり得るものが、平和貢献・国際協力にも資するものであることなどから「防衛装備」の文言が適当であり、また、貨物の移転に加えて技術の提供が含まれることから「輸出」ではなく「移転」としたものである。